

# 11月は児童虐待防止推進月間

いちはやく  
～189 気づいてあげて そのサイン～



児童虐待は、子どもの心身に深い傷を与えてその後の人生を左右するだけでなく、命を奪うこともある、子どもへの最大の人権侵害です。虐待を受けると、心身の健やかな成長の妨げになったり、精神的外傷によって大人になってから社会生活を送るうえでの大きな負担となったりすることがあります。

☆詳しくは、子ども家庭支援センター(アキシマエンシス校舎棟内)☎543-9046へ。

## ○児童虐待防止講演会を開催

子どもに関する法律相談に取り組んできた弁護士が、「弁護士と子どもシェルター」をテーマに講演します(申込不要)。

◇日時 11月22日(金)の午後6時～  
7時30分

◇場所 アキシマエンシス体育館

◇定員 75人(先着順)



## ○アキシマクジラ オレンジライトアップ

児童虐待防止推進月間に合わせて、シンボルであるオレンジリボンにちなみ、アキシマクジラの化石の原寸大レプリカを、オレンジ色のライトで照らします。

◇日時 11月1日(金)～11日(月)の午後5時～10時

◇場所 アキシマエンシス国際交流教養文化棟



## ＼虐待を疑ったら☎189へ通告を／

児童虐待は、早期に発見し、適切に対応することが重要です。通告しても、氏名などの情報が漏れたり、民事責任や刑事責任を問われたりすることはできません。

右のような虐待の疑いがある場合には、下の表の相談窓口に連絡してください。

### ▼児童虐待に関する通告・相談

相談窓口	日 時
児童相談所全国共通 3桁ダイヤル ☎189(いちはやく)	毎日、24時間
昭島市子ども家庭支援センター(アキシマエンシス校舎棟内) ☎543-9046	平日の午前9時～午後7時 (受け付けは午後6時30分まで) ※年末年始を除く
立川児童相談所 ☎042-523-1321	平日の午前9時～午後5時45分 ※年末年始を除く

※夜間・緊急時は児童相談センター☎03-5937-2330でも受け付けています(年末年始を含む)。

## ○地域の力で子どもを守ろう

幼い子どもは自分で助けを求めることができません。虐待をしている親も、苦しんでいても助けを求められずにいる場合があるので、周りの方からの気配りや見守りが大切です。近隣や学校など地域の力で児童虐待を防ぎましょう。

## ○要保護児童対策地域協議会

市では、虐待などを早期に発見し、適切に対応するため、児童福祉・教育・保健医療機関、警察、地域の方などと協議会を構成し、子どもたちが安心して過ごせるよう活動しています。

## ○悩まず相談を

子ども家庭支援センターでは、18歳までのお子さんやその家族を対象に、育児や養育についての不安など、あらゆる相談に応じています。ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

大声をあげ、子どもや家族に暴力をふるっているようである

不自然な外傷(やけどや打撲など)がある

保護者が長期不在で、いつも子どもだけでいる

衣服が汚れている、元気がなく表情が暗い

年齢にそぐわない性的な言動がみられる

登校させず、食事を与えていない

虚言、万引き、家出などの問題行動を繰り返す



こどもを虐待から守るために  
理由はいらない